

「しかのふれあいウォーキング Map」 が完成しました！



元気で楽しく暮らすことは、みんなの願いです。

本市では、いつでもどこでもだれにでもできる、ウォーキングを心と体の健康づくりに役立てていただくため、ウォーキングマップを作成しています。

鳥取地域版、気高地域版、青谷地域版に続き、このたび鹿野地域版が完成しました。その名も、「鹿野ふれあいウォーキング Map」。

「四季薫るまち鹿野」にちなんだ四季ごとの推薦コースなど6つのコースを地図で紹介しました。

ご希望の人には、これまで作成した3つのマップも含め、無料で差し上げます。下記までお問い合わせください。

※数に限りがあります。



問い合わせ先 中央保健センター（さざんか会館内）
TEL (0857) 20-3194

チャレンジショップ 4号館がオープンします

新規開業をめざす意欲のある人を応援するチャレンジショップBegin4号館が近日開店します。今回はどんな楽しいお店が登場するでしょうか。ぜひお立ち寄りください。

◎Beginで新規出店したい人の相談も受け付けています。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ先 鳥取商工会議所・鳥取市中心市街地活性化協議会 TEL (0857) 39-0777

国保料の休日納付相談窓口開設

平日に来庁が困難な人を対象に、国保料の納付や相談の窓口を下記のとおり開設します。

- ▷とき 4月20日(日)、5月25日(日)
9:00～16:00
- ▷ところ 鳥取市役所駅南庁舎保険年金課
国民健康保険料窓口(16番窓口)
- ▷内容 ①国民健康保険料のお支払い
②国民健康保険料の納付相談
③資格変更の受付 など

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課
TEL (0857) 20-3483

進学などにより家族と別居する学生の保険証

本市の国民健康保険に加入している人が、進学などにより家族と別居する場合には、単独で使える学生保険証を交付します。希望される世帯主の人は、下記のものを持参のうえ、市役所駅南庁舎保険年金課(17番窓口)、または各総合支所福祉保健課で申請してください。

＜申請に必要なもの＞

- ◎国民健康保険証(学生を含む加入者が記載されているもの)
- ◎学生証または在学証明書(申請する年度に証明されたもの)
※コピー可
- ◎印鑑(世帯主のもの)

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 TEL (0857) 20-3482
各総合支所福祉保健課

100円循環バス 「くる梨」からのお知らせ

平日第1便の運行時刻が変わります！

【4月1日(火)から】

JRから乗り継ぎをスムーズにするため、第1便を鳥取バスターミナル発8:05にします。赤・青両コースとも同時出発です。※第2便以降は変更ありません。

	新ダイヤ	旧ダイヤ
赤(左回り)	8:05	8:00
青(右回り)		8:10

花見バスを運行します！

【4月4日(金)～12日(土)】

桜の開花時期に合わせ、久松公園付近を回る青コースの通常の最終便(鳥取バスターミナル発18:10)後に、18:30、18:50、19:10、19:30、19:50の5便を増発します。久松公園へは⑯仁風閣・県立博物館バス停でお降りください。バスターミナルからの所要時間は11分です。

パーク&くる梨ライドを実施します！

【4月4日(金)～12日(土)】

花見バス運行期間中、中心市街地の有料時間貸し駐車場を利用した人がパーキングチケットをくる梨で提示すると、運賃が無料となります(4人まで。パーキングチケットを発行している駐車場に限る)。始発から終発まで、青コースの全便が対象です。ぜひご利用ください。

問い合わせ先 市役所本庁舎交通対策室 TEL (0857) 20-3257

「もう部落差別は

少なくなっているんでしょう？」



本市では、鳥取市第4次同和対策総合計画に基づき、さまざまな人権問題の解決をめざす取り組みを推進しています。すべての人の人権が尊重されて、自らの人権も尊重される社会の実現に向けて取り組んでいきましょう。

「今でも残っていますよ…」

鳥取市内のある病院でのエピソードです。

病院長が入院している女性に聞いかけてました。「昔に比べれば、部落差別は少なくなってきたでしょう」。

女性は、「いえいえ先生、今でも厳しく残っているんですよ。以前に住んでいたところで、近所の人から『うちの息子がよりによって同和地区の女性と結婚するなんて思いもよらなかった。本当に悔しい』って言われたんですよ。その人は、私も同和地区の出身と知っていて言ったんです。普段仕事をしています、しょっちゅう部落差別をする会話が飛び交います」と答えました。「私は、心に深い

傷を負いましたが、発言した人はそれに気が付かないようすでした」。

病院長は、「同和問題については勉強をしていましたが、今でも厳しい部落差別があるんですね」と驚きながら言いました。

みなさんはどう思われますか？

現実はどうなのでしょうか？

差別を受ける当事者の「痛み」や、差別を受けるかもしれないという「不安」や「悩み」は、周囲の人々や社会には十分に理解されてきませんでした。だからこそ、差別を受ける当事者は「差別をなくそう」と訴え続けています。

部落差別についても、課題解決に向けたさまざまな施策の積み重ねと差別解消に共感する人々の広がりによって、「昔に比べれば少なくなってきた」という言葉で表現されるようになってきました。

ところが、現実には、差別落書き、インターネットへの差別書き込み、近所付き合ひでの差別、そして結婚差別など、私たちの暮らしの中に部落差別は根強く存在しています。そして、予断と偏見によって行われる差別行為は、時として人の命を奪うこともあるのです。

学び続けましょう

同和問題の解決のためには、自治体はもとより、社会の構成員である市民一人ひとりが、それぞれの主体的な「学び」によって人権意識の高揚を図ることが大切です。大切にしたい学習のポイントは、

- ① 差別を受けた当事者の声を聞く、
- ② 市民一人ひとりが自らの生き方を振り返る（問い直す）、③ 差別に気付き、それをなくすために行動する、といったことです。

人権学習の場では、さまざまな人との出会いの中で、価値観の違いに気が付くこともあります。「互いの人権を尊重する」とはどういうことか、どうあるべきか、悩んだり疑問に思うことも出てくるでしょう。

それらはすぐに解決できることではありませんが、学び続けることによって、そんな悩みや疑問を解消する方法や考え方を見つけられるはずです。差別のない、心豊かにいきいきと暮らすことができる、よりよい地域社会を創り上げていくために、学び続けましょう。

■問い合わせ先

市役所本庁舎人権推進課
(0857)20-3144